

平成 30 年 4 月 2 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課

## 平成 30 年度車両承認証（ステッカー）の貼付及び確認について（通知）

標題について、平成 30 年度車両承認証（ステッカー／黄色）の配付と承認車両へのステッカー貼付状況の確認を行いますので、以下の要領により実施してください。

### 記

#### 1. 車両承認証等の貼付方法

- ・車両承認証等は「ステッカー貼付の注意事項」をよく読んで、交付後速やかに貼付してください。
- ・別紙「車両一覧表」を参照し、ステッカー番号と車両番号を確認してから貼付してください。
- ・貼り間違えた場合、また、「車両一覧表」に記載されている車両が代替等で変更する予定がありましたら、至急一般廃棄物指導課まで連絡をお願いします。

#### 2. 確認方法

提出いただいた写真により貼付状況の確認を行います。

以下の写真 6 点を「撮影見本」を参考に撮影し、第 7-2 号様式を大阪市ホームページよりダウンロードし承認車両の写真を貼付してください。

- ①車両の運転席側の斜め前 45° から撮影した写真
  - ②車両の助手席側の斜め前 45° から撮影した写真
  - ③車両の運転席側の車体側面写真（車体側面が画面からはみ出さないように撮影）
  - ④車両の助手席側の車体側面写真（車体側面が画面からはみ出さないように撮影）
  - ⑤車両の後ろ側後部全体の写真（飛散防止措置を施した状態で撮影）
- ナンバーステッカーと承認番号が確認できるように撮影してください

※塵芥車の場合、投入口のスライドゲートを閉じて撮影

- ⑥車両正面から撮影した車番とドライブレコーダーの設置が確認できる写真

※ドライブレコーダーの形状や設置場所によって設置状況の確認が写真で困難な場合は、事前に一般廃棄物指導課に相談すること。

❖コンテナ車についても同様に確認を行います。

①機材承認証（丸型ステッカー）

2枚1組（左右1枚ずつ貼付）



②専用ステッカー（角型ステッカー）

2枚1組（左右1枚ずつ貼付）



車両専用ステッカー貼付車両は、**コンテナを車両から外して使用することはできません。**

（排出事業所等に設置してはいけません。）



コンテナ車専用ステッカー貼付コンテナは、承認を受けた排出事業所に設置します。

③車両専用コンテナ

車両専用の専用ステッカー・機材承認証を貼付後、コンテナ左右側面の写真を同封の台紙に貼付し、「4号様式 車両専用コンテナによる収集申請書」を添付し提出すること。

④コンテナ車専用コンテナ

- ①コンテナ車専用ステッカー・機材承認証を貼付後、コンテナ左右側面の写真②設置場所に設置した状態の写真を同封の台紙に貼付し③設置場所周辺住宅地図④設置場所敷地内のコンテナ設置位置図を添付し提出すること。

3. 注意事項

- ①（旧）ステッカーは、破れた状態でも必ず一般廃棄物指導課に返却すること。
- ②コンテナ車両の確認写真については、本市が承認したコンテナ（コンテナステッカーが貼ってあるもの）のいずれか1つを積載した状態で撮影すること。
- ③承認車両には、市民に威圧感を与える装飾品等の取り付けないこと。
- ④助手席側は、扉に安全窓がある場合は、余白スペースを考慮して貼付する。  
〔 助手席側に限り、安全窓等によりスペースが確保できない場合は、キャビン部または荷室前方側面への貼付も認めます。  
安全窓等には、車両承認証を貼付しないこと。 〕

- ⑤以上の注意事項に違反している車両は、平成30年度 搬入許可証を交付しません。  
 ※不適正な貼付がされている場合（貼付の位置、車体表示が不適正な場合も含む）ステッカーの貼り直し等の指示をします。

#### 4. 車両承認証の確認及び搬入許可証の交付について

##### ①車両承認証・機材承認証等の確認について

「2. 確認方法」により撮影し台紙に貼付した写真をご提出ください。  
 審査のうえ、搬入許可証の交付を行います。  
 コンテナ車等についても同様に取扱います。

##### ②搬入許可証の交付について

搬入許可証は、一般廃棄物指導課の窓口で交付しますので、窓口での混雑を避けるため、許可番号により、あらかじめ交付の日程を指定させていただきます。  
 以下の点にご注意のうえ、該当する日時に一般廃棄物指導課窓口で受け取っていただきますようお願いします。

**※来庁の際は、必ず顔写真を登録した申請人又は役員、従業員が来庁してください。顔写真の登録の無い社員等が来庁しても、交付はしません。**

##### ③搬入許可証の交付日

日 付	時 間	許 可 番 号
4月16日（月）	9時～12時	001-000～002-000 004-000～029-000 031-000～045-000 003-001～003-030
4月16日（月）	13時～17時	003-031～003-130
4月17日（火）	9時～12時	003-131～003-172 030-001～030-037
4月17日（火）	13時～17時	030-038～030-119
4月18日（水）	9時～12時	030-121～030-184 050-001～090-002

**※指定の日に来庁できない場合は、4月18日（水）午後1時以降～20日（金）の開庁時間に来庁してください。**

#### ④注意事項

- ①交付の際には必ず車両承認証（ステッカー）の貼付確認のため撮影した車両写真を持参し、審査を受けてください。車両写真の提出がされていない場合、または審査により不適切であった場合は平成 30 年度搬入許可証をお渡しできません。
- ②平成 29 年度（旧）搬入許可証は、5 月後半券配付時までには必ず返却してください。
- ③平成 30 年 5 月 1 日からは、平成 29 年度（旧）搬入許可証では搬入できません。

#### 【お問い合わせ】

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課 担当：平田・橋本

TEL：06-6630-3265